保険料の通知をお送りします

国民健康保険料

令和６年度の国民健康保険料納入通知書を、７月上旬に世帯主の方へ送付します。国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

□納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方

７月から翌年の２月まで８回に分けて納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

対 次の全てに該当する方
- 世帯主が国保の加入者
- 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の２分の１を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※令和６年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

□非自発的失業者の方は保険料の軽減手続を

対 次の条件全てに該当する方
- 離職日時点で65歳未満の方
- ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由が次の番号の方

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

□スマートフォンアプリで納付できます

- 対象アプリ…モバイルレジ・PayPay・au PAY・LINE Pay・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・Fami Pay

※詳細は市HPへ

▶保険年金課 田

☎042－460－9822

市HP

介護保険料

65歳以上の方(第１号被保険者)の令和６年度介護保険料納入通知書を７月中旬に発送します。介護保険は高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。令和６年度も、第１段階から第３段階までの方の保険料は、公費による負担軽減を図っています。

□年金からの納付(特別徴収)の方や口座振替での納付の方

明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。決定した保険料額を、年金または口座から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方

青色の封筒でお送りします。７月から翌年２月までの８回に分けて納付してください。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニでの納付のほか、ペイジー、スマホ決済アプリによる納付が可能です。

※口座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保険料額の２分の１相当額を納付書で納付し(７・８・９月の３期)、残りを10・12・翌年２月に年金から引き落とします。

※口座振替依頼書は同封していません。

□シルバーパスの所得確認書類に

この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、大切に保管してください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。

□スマートフォンアプリで納付できます ※詳細は市HPへ

▶高齢者支援課 田

☎042－420－2814

市HP

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料額決定通知書を７月中旬に送付します(令和５年１～12月の所得を基に算出)。

令和６年度は、均等割額が４万7,300円、所得割率が9.67％*1、保険料の賦課限度額が80万円*2となります。

＊1 令和６年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。

＊2 次の方は令和６年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。
- 昭和24年３月31日以前に生まれた方
- 障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方(障害の認定を受けていた方が、令和６年４月１日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く)

□前年度から引き続き特別徴収(年金からの納付)の方

決定した保険料額から仮徴収額(４・６・８月分)を差し引いた額を10・12・翌年２月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

保険料額の２分の１相当額を納付書で納付し(７・８・９月の３期)、残りを10・12・翌年２月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の５ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方

７月から翌年２月までの８回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□２月１日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方

令和５年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。納期限は、７月31日の１回のみですので、令和６年度の保険料と併せて納付してください。

問 制度について
- 東京いきいきネットHP
- 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
  ☎0570－086－519
  ※IP電話・PHSからは
  ☎03－3222－4496

▶保険年金課 田

☎042－460－9823

共通事項

▶口座振替をご希望の方 口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続には時間がかかりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。

▶保険料の控除 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。

みんなの伝言板

※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

あなたの分譲マンションは適正に管理されていますか？

分譲マンションは、区分所有者が管理する専用部分のほかに、管理組合が管理する共有部分があります。

共有部分の管理が適切に行われない場合、快適にマンションに居住できなくなるだけではなく、建物の老朽化を早め、周囲環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

逆に、管理を適正に行い、管理状況等の情報を積極的に開示することで、資産価値を向上させることが期待できます。詳細は以下のQRコードへ

▶住宅課 保

☎042－438－4052

市HP